

神戸市営地下鉄海岸線沿線地域プロモーション業務委託
実施要領（公募型プロポーザル）

公募スケジュール

実施要領の配布	2026年2月24日（火）～4月8日（水）17時まで
↓	
応募申込エントリー期間	2026年2月24日（火）～3月10日（火）17時まで
↓	
質問書提出期限	2026年3月12日（木）17時まで
↓	
質問に対する回答	2026年3月中旬（予定）
↓	
応募申込書・企画提案書の提出	2026年3月11日（水）～4月8日（水）17時まで
↓	
プレゼンテーション・選定委員会による審査	2026年4月中旬（予定）
↓	
契約予定事業者の決定	2026年4月下旬（予定）
↓	
契約締結	2026年4月下旬（予定）

1 案件名称

神戸市営地下鉄海岸線沿線地域プロモーション業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 目的

本業務は、神戸市営地下鉄海岸線沿線地域において、WEBサイトの企画・運営及び沿線地域の魅力を発信する事業の企画・実施を行い、夜間・昼間・交流人口の増加につなげる。

(2) 業務内容

別紙「委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日の翌日～令和11年3月31日

(4) 契約上限額

金 8,500,000 円（消費税及び地方消費税含む）
（内訳） 令和8年度上限額 金 3,500,000 円
令和9年度上限額 金 2,500,000 円
令和10年度上限額 金 2,500,000 円

(5) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結せず、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

(2) 委託料の支払い

各年度の業務完了後、本市の検査を経て、年度ごとに受託者の請求に基づき支払う。ただし、受託者は、事前に本市と協議の上、各年度の支払額の2分の1の金額を上限として、前払を請求できることとする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項

神戸市契約規則第25条第1号の規定により免除とする。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当する法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、もしくは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、更生計画認可決定や再生計画認可決定がなされている場合はこの限りでない）。
- (3) 応募申込時点から契約予定事業者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）等に該当する者でないこと。
- (5) 禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当する役員がいる団体でないこと。
- (6) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び地方税について滞納をしている者でないこと。
- (7) 各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (8) 応募者が共同企業体（以下、「JV」という。）等の場合は、以下によること。なお、応募申込後にJV等の構成員を変更・追加することは原則として認めない。
 - ①すべての構成員が、上記（1）から（7）の要件を満たす者であること。
 - ②構成員の中から代表企業を決定し、代表企業はJV等の意思決定を代表すること。
 - ③代表企業は法人とし、業務の総括、構成員間の調整、本市との調整の窓口を行うこと。また、委託契約に係る事務処理については代表者の名義で行うこと。
 - ④JV等の役割分担が明確になっていること。
 - ⑤JV等が負う法的責任については、JV等の各構成員が負うこと。また、JV等の構成員の負担する責任については、すべての構成員が負担すること。

5 応募手続き等に関する事項

(1) 実施要領の配布

配布期間	2026年2月24日(火)～4月8日(水)17時まで
配布場所	神戸市都市局未来都市推進課ホームページ https://www.city.kobe.lg.jp/a74227/kaigansen_promotion.html

(2) 応募申込エントリー

応募申込を希望される場合は、次のとおりエントリーを行うこと。なお、エントリーを行っていない場合、5.(3) 質問受付、5.(4) 応募申込書・企画提案書の提出は不可とする。

受付期間	2026年2月24日(火)～3月10日(火)17時まで
受付方法	電子メール
提出書類	【様式1号】応募申込エントリー書
提出先	miraitoshikoubou2@city.kobe.lg.jp ※件名は「海岸線沿線地域プロモーション業務 エントリー」とすること。 ※電子メールを送付した旨を電話で事務局に連絡すること。

(3) 質問の受付・回答

受付期間	2026年2月24日(火)～3月12日(木)17時まで
受付方法	電子メール <u>※電話・FAX等での問い合わせは不可。</u>
提出書類	【様式2号】質問書
提出先	miraitoshikoubou2@city.kobe.lg.jp ※件名は「海岸線沿線地域プロモーション業務 質問書提出」とすること。 ※電子メールを送付した旨を電話で事務局に連絡すること。
回答公表	質問への回答は個々に行わず、本市ホームページ内で一括して公表する。 神戸市都市局未来都市推進課ホームページ https://www.city.kobe.lg.jp/a74227/kaigansen_promotion.html
回答公表日	2026年3月中旬(予定)
備考	<ul style="list-style-type: none"> 質問回答書は、実施要領の追加、修正及び解釈に関する補足とし、回答内容は、実施要領と同等の効力を持つものとする。 質問者名等は非公表とする。 意見や要望、本公募に関係しない質問は受け付けない。

(4) 応募申込書・企画提案書の提出

受付期間	2026年3月11日(水)～4月8日(水)17時まで
受付方法	電子メール
提出書類	下記、<提出書類の内容>を参照すること。
提出先	miraitoshikoubou2@city.kobe.lg.jp ※件名は「海岸線沿線地域プロモーション業務 企画提案書」とすること。 ※電子メールを送付した旨を電話で事務局に連絡すること。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 提出された書類等は一切返却しない。また、原則、提出後に書換え、差替え又は撤回を行うことは不可とする。ただし、事務局から補足説明資料の提出を求める場合がある。 企画提案は、1応募者につき1件とする。 提出データの総容量が10MBを超える場合は、データ交換サービス等を利用して提出すること。容量の関係で送付できない場合は、上記受付期間内に事務局へ連絡すること。

<提出書類の内容>

【応募申込書】(PDF形式。サイズはA4とする。)

①申込関係

様式	様式名		部数
様式3-1	応募申込書兼誓約書	代表企業用	1部
様式3-2		構成員用 (JV等の場合のみ)	法人ごと1部
様式3-3	共同企業体結成届出書 (JV等の場合のみ)		1部
様式3-4	企業 (共同企業体等) 調書		1部
様式3-5	神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書		法人ごと1部
様式3-6	神戸市契約事務等からの暴力団関係者排除に係る誓約書		法人ごと1部

②身分証明関係等 (法人ごと各1部)

1	印鑑証明書
2	履歴事項全部証明書
3	直近1か年の「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書 (その3の3)
4	直近1か年の本店所在地の法人事業税、特別法人事業税の納税証明書
5	会社案内資料 (直近事業年度の決算報告書、法人概要等がわかるもの (例:パンフレット等))

※上記1～4は発行後3か月以内のものを提出すること。

※上記書類に該当するものが存在しない場合などは、代替書類の提出について事務局と協議すること。

※必要に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合がある。

【企画提案書】(正本1部、副本1部)

①企画提案書 (PDF形式、様式自由。サイズはA3横とする。)

- ・応募者名は正本にのみ記載し、副本には、応募者名及び応募者を類推させるロゴマーク等は記載しないこと。
- ・委託仕様書及び6.(3)評価基準を踏まえて作成すること。
- ・以下の項目については必ず記載すること。
 - ア 本業務に対する考え方・実施方針について
 - イ WEBサイトの企画・運営、運用・管理について
 - ウ 地下鉄海岸線沿線地域の魅力を発信する企画の実施について
 - エ 実施体制
 - オ 業務実績

②見積書 (年度ごとに金額を記載すること)

- ・見積り金額には、受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費をすべて含むものとする。
- ・見積書は、費目ごとに内容、単価、数量等の内訳を詳細に記載すること。

6 選定に関する事項

(1) 選定委員会の設置

事業者の選定を公平かつ適正に実施するため、「神戸市営地下鉄海岸線沿線地域プロモーション業務委託事業者選定委員会 (以下、「選定委員会」という。)」を設置する。

なお、選定委員会の委員名は、公正な審査に影響を与える行為を防止するため、公表しない。選定委員会は、応募者の企業秘密及び知的財産等を保護する観点から非公開とし、議事内容も非公開とする。

(2) プレゼンテーション・提案内容審査

応募者が提出した企画提案書について、次のとおりプレゼンテーション及び選定委員会による質疑応答を実施する。選定委員会は、6.(3)評価基準に基づき、応募者

の提案内容について総合的に評価し、合計点が最も高い応募者を決定する。なお、応募者が1者であっても審査を行う。

- ①プレゼンテーションでは、応募者から10分以内の内容説明と、選定委員会の委員から10分程度の質疑応答形式によるヒアリングを行う。
- ②プレゼンテーションに必要な機器（大型モニター、HDMI ケーブル等）は本市が準備する。応募者は、上記の機器を使用する場合、接続可能なパソコンを用意すること。
- ③応募者多数の場合、プレゼンテーション及び質疑応答の時間の変更や、事前の書類審査によりプレゼンテーションを行う応募者を選定し、実施することがある。なお、プレゼンテーションは応募者自らが行うものとし、その際の説明内容及び資料は、提出された企画提案書及び提出を求めた補足説明資料の範囲に限る。
- ④プレゼンテーションの日時・場所・参加人数等の詳細は別途通知する。なお、企画提案書等が本業務の目的や応募申込資格等に合致していないと判断した場合は、その旨を通知し、プレゼンテーション・提案内容審査を実施しない。

(3) 評価基準 (100点満点)

審査項目 (配点)	審査の主な視点
1. 業務内容 (65点)	
①本業務に対する考え方・実施方針 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画の内容、実効性 ・沿線地域の現状及び特性等の分析・理解 ・効果検証の項目や手法
②WEBサイトの企画・運営、運用・管理 (25点)	<ul style="list-style-type: none"> ・WEBサイトの企画内容、デザイン、更新頻度 ・アクセス向上のための工夫 ・セキュリティ対策やトラブル等の対応
③地下鉄海岸線沿線地域の魅力を発信する企画の実施 (25点)	<ul style="list-style-type: none"> ・企画内容 ・期待される効果
2. 実施体制・業務実績 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務の運営体制 ・類似業務の実績
3. 地元加点 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・地元事業者（神戸市内に本店を有する者）：10点 ・準地元事業者（神戸市内に支店等を有する者）：5点 ※JV等の場合は構成を踏まえて加点する。
4. 費用 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・提案費用（見積書）

(4) 契約予定事業者の決定

本市は、選定委員会の審査結果を踏まえて、契約予定事業者を決定する。ただし、応募者の得点が60点を下回る場合は、契約予定事業者として決定しない。

なお、契約予定事業者は、委託契約を締結する前に本市と企画提案の内容について協議を行うこと。

合計点が最も高い提案者が複数あった場合、次の項目の順により順位を決定する。

- ア 「1. 業務内容」の点数が最も高い者
- イ アが同点の場合は、「4. 費用」の点数が最も高い者
- ウ イが同点の場合は、抽選

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、すべての応募者（JV等の場合は代表企業）に対して文書で通知することとし、電話等による問い合わせには一切応じない。また、本市ホームページへの掲載、市政記者クラブへの資料提供等により、以下の内容を公表する。

《公表内容（予定）》

- ・選定結果（契約予定事業者以外の応募者名は非公表）

なお、応募者は選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に、契約予定事業者に選定されなかった理由について書面により説明を求めるこ

とができる。この場合、説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して原則10日（休日等を除く。）以内に書面等により回答する。理由の説明については原則として応募者の評価項目別の点数を示すものとする。

7 その他

(1) 提案に要する留意事項

- ①本公募の提案に要する費用は、応募者の負担とする。
- ②提出された企画提案書は、審査・公表以外に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合は、委託事業者に選定されたかどうかに関わらず、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等、同条例第10条各号に該当する情報）を除いて、公開の対象となる。
- ③本公募において採用されたデザインに係る知的所有権（既製品に係るものは除く。）は、すべて本市に帰属するものとする。
- ④企画提案書に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うものとする。
- ⑤本公募及びこれに関する事項につき、故意又は過失の如何を問わず、応募者が第三者に損害を生じさせても、本市は一切これを補償しない。
- ⑥物価の高騰及び人件費の上昇などを十分考慮した上で提案すること。
- ⑦企画提案書等、プレゼンテーションにあたっての使用言語は日本語、使用単位は計量法に規定する計量単位、使用通貨は日本円とする。また、日時については、特に断りのない限り、日本標準時とする。
- ⑧特に断りのない限り、法律行為は到達主義を採用する。また、届出のあった住所地への到達をもって到達があったものとし、JV等の場合は、代表企業への到達をもって構成員全員への到達があったものとみなす。
- ⑨専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど分かりやすい企画提案書を作成すること。
- ⑩応募者は、応募申込書の提出をもって、実施要領の記載内容に同意したものとする。
- ⑪提出された企業等の情報は、申込資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合がある。

(2) 本公募の中止

本市は、募集の妨害、談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により、本公募を公正に執行できないと認めるとき、又は競争性を確保し得ないと認めるときは、本公募の執行延期、再募集又は募集の取りやめ等の対処を図る場合がある。

これらの場合、本市はその損害賠償の責は負わない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当することが判明した場合は、その時点で失格とし、本公募実施期間中の再応募も不可とする。

- ①選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合。
- ②他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行った場合。
- ③事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合。
- ④提出書類に虚偽の記載を行った場合。
- ⑤提出書類が提出期限までに提出されなかった場合。
- ⑥応募申込の提案に際して、事務局に属する職員及び選定委員会の委員から、協力等を受けていることが判明した場合。
- ⑦プレゼンテーションに出席しなかった場合。
- ⑧見積書に記載の見積金額が実施要領に定める契約上限額を超過した場合。
- ⑨その他公正な審査に影響を与える行為があるなど信頼関係を損なった場合。

(4) その他留意事項

- ①実施要領に修正・変更・追加等があった場合は、応募者全員に電子メールで送付するとともに、本市ホームページで公表する。
- ②誤字、脱字、誤植、その他の原因により、実施要領の各項目間あるいは実施要領と質問に対する回答との間で矛盾を生じている場合、又は誤解を生じやすいと認められる場合は、速やかに本市へ届けること。
- ③実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、本市の指示に従うこと。
- ④関係法令・条例・規則及び要綱を遵守すること。
- ⑤本公募は、令和8年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算の状況によっては、業務内容や契約金額を変更し、又はこの募集に基づく契約を締結しないことがある。

<事務局>

担当課：都市局未来都市推進課

担 当：堀、小田

所在地：〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1-30 三宮国際ビル7階

T E L：078-595-6684

E-mail：miraitoshikoubo2@city.kobe.lg.jp